

# 大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和8年4月1日から適用)

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子及び父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するために貸し付ける資金です。

(単位：円)

資金種類	対 象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	年 利	違約金
事業開始	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	3,720,000円 (母子・父子福祉団体5,580,000円)		1年	7年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
事業継続	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子福祉団体	1,860,000円 (母子・父子福祉団体1,860,000円)		6箇月	7年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
修 学	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表1・2のとおり (注1)(注2)(注3)	修学期間中	修学期間終了後 6箇月	貸付期間の 3倍以内	0% 親に貸付ける場合、児童を 連帯借受人とする (保証人は不要) 児童に貸付ける場合、親等 を連帯保証人とする	
技能習得	母子・父子家庭の親 寡婦	月額 68,000円 (特別 一括 816,000円) (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
修 業	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	月額 68,000円 (自動車運転免許 460,000円) (注4)	習得期間中 5年以内	習得期間終了後 1年	貸付期間の 3倍以内 (2年を超える貸付、 運転免許取得は6年以内)	0%	
就職支度	母子・父子家庭の親 寡婦 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	110,000円 (通勤用自動車購入の場合 340,000円)		1年	6年以内	親に貸付ける場合 保証人あり 0% 保証人なし 1.0% 子に係るもの 0% 児童に貸付ける場合 0% (親等を連帯保証人とする)	
医療介護	母子・父子家庭の親 母子・父子家庭の児童 寡婦	医療 340,000円 (特別 510,000円) 介護 500,000円		貸付期間終了後 6箇月	5年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
生 活	母子・父子家庭の親 寡婦	知識技能習得中 月額 141,000円 (一括貸付け 423,000円) (生計中心者でない場合 79,000円)	知識技能習得中 5年以内	習得期間終了後6箇月	20年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0% ※養育費取得のための裁 判費用の場合(12月相 当)は、保証人無の場合 も48万円以内は無利子 (生活安定貸付期間に係 る貸付けの無利子範囲額 の累計が96万円を超え ない範囲に限る。)	計 金 額 に つ き 三 ・ 〇 %
		医療又は介護受給中 月額 118,000円 (一括貸付け 354,000円) (生計中心者でない場合 79,000円)	医療介護受給中 1年以内	貸付期間終了後6箇月	5年以内		
		7年未満の母子・父子家庭 月額 118,000円 (一括貸付け 354,000円) 総額 2,832,000円以内) (生計中心者でない場合 79,000円) (養育費取得のための裁判費用 (12月相当) 1,416,000円)	7年未満の母子・ 父子家庭	貸付期間終了後6箇月	8年以内		
		失業期間中 月額 118,000円 (一括貸付け 354,000円) (生計中心者でない場合 79,000円)	失業期間中 1年以内	貸付期間終了後6箇月	5年以内		
	母子・父子家庭の親	家計急変 (児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者) 児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)の範囲内	原則3ヶ月以内	貸付期間終 了後6箇月	10年以内		
住 宅	母子・父子家庭の親 寡婦	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6箇月	6年以内 (特別7年以内)	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
転 宅	母子・父子家庭の親 寡婦	260,000円		6箇月	3年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	
就学支度	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表3のとおり (注5)(注6)		修学期間終 了後6箇月	修学期間の 2倍以内	0%	
結 婚	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子	340,000円		6箇月	5年以内	保証人あり 0% 保証人なし 1.0%	

- (1) 貸付けの決定 大分県知事が審査のうえ貸付決定する。
- (2) 償還の方法 月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還。ただし、いつでも繰上償還できる。
- (3) 連帯債務 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金について、配偶者のない者が扶養している者が貸付けを受けようとするときは保証人を立てなければならない。母子・父子家庭の児童又は寡婦の扶養する子に係る修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、その児童又は子が連帯借主となる。
- (4) その他の制度 ①一時償還②貸付けの停止③災害時の据置期間の延長④償還金の支払猶予⑤償還金の免除⑥違約金の免除
- (5) 貸付限度額
  - (注1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、所定の額に児童扶養手当の額を加算した額。
  - (注2) 日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。
  - (注3) 日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。
  - (注4) 修業施設で知識、技能を習得するの児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。
  - (注5) 大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。
  - (注6) 大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について当該減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。